

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成20年4月18日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成２０年４月１８日		開 会
		午前９時３０分
		閉 会
		午後２時０３分
出席者	委員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 江 成 直 士 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 中村同課調査班担当課長 川野同課同班副主幹 田中庶務課長	

協 議 事 項	議会だより第１６１号の発行について ５月臨時会について 選挙管理委員の候補者の選考方法について 議会制度等に関する検討結果について その他
傍 聴 者	なし
署 名	委員長　　岸　浪　　孝　志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

本日、副議長は公務のため欠席している。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議会だより第161号の発行について

○岸浪委員長 さがみはら市議会だより第161号の発行についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 市議会だより第161号の発行について説明する。

資料1-1だが、さがみはら市議会だより第161号の主な掲載記事を列記している。発行日は、平成20年5月1日木曜日である。1面から8面には、資料に示している内容を掲載予定である。

具体的な内容については、資料1-2の割りつけ表により説明する。

1面だが、大見出しは「総額3,127億円 平成20年度予算を可決 一般会計は初の2,000億円超」である。その左の写真は、相模原麻溝公園内のふれあい動物広場で、子供がポニーに乗っている様子を掲載予定である。写真の下は主な議案の概要、その下には、平成20年度予算と平成19年度3月補正予算の内容を表とグラフで掲載する。右に戻って議会日誌、欄外には、前号と同様に、絵をつけたインターネットホームページの案内を掲載する。

2面は代表質問である。リードには、代表質問を行った議員氏名と会派名並びに個人質疑を行った議員氏名を発言順に掲載している。上段右上の大見出しだが「新市のまちづくり 予算編成の考え方は」、2段目左側に

は、記事に伴う写真として大規模改修後の田名公民館、田名出張所を掲載予定である。写真下に移って中見出しで「政令指定都市への移行 今後の進め方と財政見通しは」、一番右になるが小見出しで「交通施設整備基金 創設目的と積立額は」、記事に伴う写真として、小田急多摩線延伸予定地域の空撮を掲載予定である。写真の下に行って「補給廠の一部返還等 基地問題への取組は」、欄外には、全会派名なども掲載予定である。

3面は、委員会の審査の主な内容と請願・陳情の審査結果を掲載する。なお、指定管理者制度に関する審査の状況については、上から3段目、右側に、1つの見出しをつけて、各常任委員会別に審査の概要を掲載する。委員会の審査の主な内容だが、総務委員会は、附属機関の設置に関する条例の一部改正及び職員定数条例の一部改正に関する審査内容である。その左に行って民生委員会は、後期高齢者医療に関する条例及び市立津久井障害者地域作業所条例の一部改正の審査に係る内容である。2段目中央に戻って建設委員会だが、都市交通施設整備基金条例、市営自転車駐車場条例の一部改正及び市営自動車駐車場条例の一部改正の審査内容を掲載する。記事に伴う写真は、橋本駅南口第2路上等自転車駐車場を掲載予定である。写真の右側は指定管理者制度に関する審査状況だが、各常任委員会における指定管理者制度に関する条例の審査状況の概要を掲載する。記事に伴う写真としては、鳥居原ふれあいの館を掲載予定である。なお、写真の右下に指定管理者関連議案一覧、その左側に請願・陳情の審議結果を掲載する。

4面から6面は一般質問で、一部、7面にも掲載がある。記事は、見出しとともに、質問した議員氏名と会派名を掲載している。なお、ごらんいただいている割りつけ表には、掲載順位2番目の通告項目に関する見出しも表記している。紙面の説明は、掲載順位1番目の通告項目に関する見出し、枠で囲まれた部分の見出しの項目で順に説明する。

一般質問の見出しの左に「精神保健福祉対策 専門的体制の構築を」、相模原市民連合、江成議員の質問である。その左に移って「航空機騒音への対策 防音工事の状況は」、新政クラブ、阿部議員の質問を掲載する。見出しの下に行って「障害児への芸術文化教育の充実を」、相模原市民連合、二木議員の質問で、その左には、記事に伴う写真として、造形さがみ風っ子展の養護学校作品を掲載予定である。写真の左側に行って「中学校

完全給食 自校方式で実施を」、日本共産党、松永議員の質問を掲載する。写真の下に移って「介護従事者の確保 市独自の支援を」、相模原市民連合、森議員の質問を掲載する。右下に移って「施設の大規模修繕 進ちよく状況は」、無所属クラブ、東條議員の質問である。その左には「水難事故対策の強化 装備充実の考えは」、新政クラブ、古内議員の質問を掲載する。欄外だが、東條議員の2項目目である「4 R」について、内容の説明を掲載する。

5面だが、1段目右側に「小学校の英語教育 本市の取組状況は」、公明党、栄議員の質問である。1段目左側に「福祉コミュニティ形成モデル事業の取組は」、新政クラブ、寺田議員の質問を掲載する。その記事の左下は「災害時要援護者情報 把握方法の拡充を」、公明党、米山議員の質問で、記事に伴う写真は、地域での災害弱者避難訓練を掲載予定である。写真の段を右に戻って「保育所の待機児童 積極的な解消対策を」、民主クラブ、池谷議員の質問である。記事に伴う写真としては、南大野太陽保育園を掲載予定である。写真の左側だが「介護保険給付費 支出見込みと課題は」、公明党、小林一郎議員の質問を掲載する。その2段右下に移って「児童相談所の設置 入所施設の確保は」、無所属クラブ、野元議員の質問を掲載する。その左には「東林間駅東口 駐輪場整備の考えは」、新政クラブ、山下議員の質問である。記事に伴う写真は、東林間駅の違法駐輪を掲載予定である。

6面をごらんいただきたい。右上に「米軍人の基地外居住 規制を求める考えは」、無所属クラブ、西村議員の質問である。その左側に「線引き後の土地利用 地元意見の尊重を」、新政クラブ、小野沢議員の質問を掲載し、記事に伴う写真として、津久井地域の空撮を掲載予定である。写真の下「資源分別回収事業 見直しの状況は」、民主クラブ、渡辺議員の質問を掲載する。3段目右に「政令市移行後の災害 区役所の役割は」、民主クラブ、角尾議員の質問を掲載し、その下の記事に伴う写真だが、大規模災害を想定した緊急搬送訓練を掲載予定である。写真の右「キャンプ淵野辺留保地 具体的な利用計画は」、新政クラブ、沼倉議員の質問を掲載する。中ほどの写真の下に移って「相模大野駅東口 バリアフリー化の実現を」、日本共産党、藤井議員の質問である。記事に伴う写真としては、

相模大野駅東口を掲載予定である。写真の右側「インターチェンジ周辺 土地利用の考え方は」、新政クラブ、中村議員の質問である。

7面は、上に一般質問の残り2人の議員の記事、右上「家庭教育力の向上 勤務先企業と連携を」、民主クラブ、大沢議員の質問を掲載する。その左「政令市への移行 医療サービスの水準は」、新政クラブ、佐藤議員の質問である。記事に伴う写真は、北里大学病院を掲載予定である。紙面の残り5段は、予算に対する討論要旨を発言順に掲載する。

8面は、右側上段から決議・意見書・要望決議、その下に、議会内会派の構成と傍聴案内として6月定例会の日程を掲載する。左側には3月定例会における議案審議結果一覧表を掲載する。

○岸浪委員長 質疑、発言があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 一般質問の関係で、4面の欄外に「4R」の解説を入れるのは丁寧でいいと思うが、同じような意味で、専門用語を当たり前のように使ってしまうが、一般の人には、なじみのない言葉が結構あるのではないかということで、例えば6面の小野沢議員の「線引き」という言葉は、知っている人は知っているが、知らない人は全然知らないのではないかと思う。質問の中でわかるのであればいいと思うが、もし欄外があいているのだったら、線引きについても解説したらどうかと思う。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 今、質問の件については、事務局内でもいろいろ議論した。「4R」というのは、実際の質問の中身に入っているけど、「4R」と言っているだけで、それだけだと、なかなか中身が理解できない。表題は「線引き」とかいう専門用語が入っているけど、中身を見てみると、都市計画上のことという表現になっているので、中を読んでももらえれば理解できるだろうというところで、一応、そういう基本的な仕分けはした。今後もしこういうことが出てくると思うので、個別に中身を見ながら判断していければいいという考え方である。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 線引きの関係だが、記事の内容で、市街化調整区域の関係とかで、「線引き」という言葉を使っているが、「都市計画に

関する線引きの見直し」という言葉も出てくるし、市街化調整区域の編入といった部分の記事の内容はあるので、一般的にはなじみが薄いのかも知れないが、ここではそういった説明はしていない。

○岸浪委員長 いかがか。

共産党。

○藤井委員 例えば「線引きとは」ということで、「今まで分けられなかった地域を市街化区域と調整区域とに分けること」とか、そういう中身を発言の中で触れるのはないのではないかという気がするが、いかがか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 具体的な記事の中身の問題で、一部、紹介したが、都市計画の線引きの見直しに伴い、市街化調整区域に編入されることにより、その土地の利用の規制がされるとか、そういった内容の記事にはなっている。ただ、線引きの見直しというのが、行政に携わっている方以外の市民にどれだけ浸透しているかというところはちょっと疑問があるが、一般的に、津久井地域の既存集落地域は都市計画の線引きがされていないという内容の記事にはなっている。

○岸浪委員長 確かに、「線引き」、「キャンプ淵野辺留保地」、私たちは、すんなり、こういう言葉でいろいろ議論するが、一般市民は、キャンプ淵野辺って、場所から、時代背景から、わからないと、なかなか、ちゃんとわからない部分、専門用語とは別に、その辺の判断は少し難しい部分があるが、できるなら、欄外等なるべく活用して、わかりやすい紙面づくりという視点からすれば、それも必要かと思う。どうしてもここに記載できない部分がなければ、その辺、もう1回、市民にとってわかりやすい紙面づくりを目指す方向性を考えればいい。その辺の関係ではいかがか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 確かに、言葉の意味がよくわからないという部分もあると思うので、限られた紙面の中で、その部分を解説していくのもなかなか難しいし、例えば、本文の中でその部分を解説すると、相当な行数をとられてしまうこともあるので、できれば、4面の欄外での説明のよ

うな形で、必要に応じて、欄外の余白がある部分で、不明な言葉というか、なじみのないような言葉については、極力、解説をしていくということで基本的に考えていきたいと思っている。

○岸浪委員長 いかがか。6面の線引きはどうか。

事務局長。

○今田議会事務局長 例えば、5面にも「福祉コミュニティ形成モデル事業」ということがある。一個一個の言葉を聞いていると、そんなに疑問を持たないのかもしれないが、この事業自体は何なのかというのは、やはり、非常にわかりにくい、なじみがないのだろうと思っている。こういうことをどんどん拾っていくと、多分、限りなく発展していくのだろうと思うから、本文を読んでもらえれば、おおよそ理解できる範囲については、極力そこでとどめておいて、余りにも欄外の注釈が多くなるのも読みにくい紙面になりかねないから、本文を読んでも理解できないと思われるものは欄外に記載していくということで、基本的な考え方としておきたいと思っているが、線引きについては、再度、検討したい。

○岸浪委員長 再度検討をお願いするということで、多分、基本的には、事業の解説は難しいのだろうと思うから、言葉の解説になるのだろうと思う。線引きが言葉の解説なのか、事業の解説なのか、その辺の判断だと思うが、もう一度、その辺を。

無所属クラブ。

○東條委員 私の質問の4Rということだが、基本的に3Rというのは耳なじみがあるが、相模原はわざわざ4Rにしたという部分を含めて、自治体の中で独自に使われる用語が出てきていると思うが、そういうものについて、ちょっとした解説みたいなものがあるといいかもしれないと思う。

○岸浪委員長 事業の解説は際限なく広がっていくので、言葉の解説という形で、その都度、また、皆さんから意見をもらう形にして、線引きの話は、結果的には任せてもらえればと思うが、いいか。――

ほかに。公明党。

○加藤委員 中身の問題ではなくて体裁の問題で、たわいもないことだが、1ページの主な内容の目次だが、これを普通にぱっと見ていると、

代表質問、委員会審査が2面にあって、請願・陳情の審議結果が3面に載っていると受け取る市民は多いのではないかと。実際は委員会の審査と請願・陳情の審議結果が3面に載っているので、3面というのは委員会の審査の上のところにして、一番下の8面というのも、予算に対する討論要旨、続いて7面に議案審議結果一覧表が載っていると受けとめる市民の方が多いのではないかと。実際は、議案審議結果一覧表と意見書・決議が8面にあるので、やはり、上段に持ってくる方が親切ではないかと。

○岸浪委員長 主な内容、囲みの中ね。

○加藤委員 ええ。

○岸浪委員長 委員会の審査の中身3面と、上に持ってくればいい。
議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今、指摘をもらって、誤解が生じるかということもあるので、前回の12月議会号で2月1日に発行している議会だよりは、その部分で、どこのページに区切りがあるかがはっきりわかるように、下線を一つ一つ入れている。そちらから見えるかどうかかわからないが、ここに線が入っている。こんな内容で掲載予定である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 過去、そうになっていたのを知らなかったのは恥ずかしい話だが、わかった。

さらに細かくて済まないが、3面は2段になって、委員会の審査と、次のところが違う項目になって、ここには点がないが、8面の審議結果一覧表と意見書・決議には点が入っている。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 そのようにする。

○岸浪委員長 ほかに。

市民連合。

○江成委員 一般質問で、二木議員が「障害児への芸術文化教育の推進を」という見出しで、見出しの位置づけはどうなるのかという問題である。二木議員の場合、私、たまたま質問原稿を見たが、「害」の字を平仮名で書いている。そういう表記を一生懸命やる方もふえてきている中で、発言そのものは音で出るから、漢字、平仮名の区別はないが、質問者の趣

旨に沿えば、「がい」を使った方がいいのかと。ただ、本人に確認していないので何とも言えないが、どういう位置づけになるのか、検討してもらえたらと思う。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 障害の關係の「害」の字は、ひらがなで「がい」と通告している議員もいるが、全体的な議会だよりという一つの広報の中での表記の仕方としては、統一性を持たせる必要があるのではないかと考えており、このような表記をしている。同じような通告があったときに、1つは漢字、1つは平仮名ということも考えられるので、それは統一性を持たせてもらって、このような表記をしている。

○岸浪委員長 いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 議員それぞれの考えで、平仮名だったり、「害」ではない漢字を使う方もいて、「害」という漢字の持つ意味が問題になるという認識があるということで平仮名だと思うので、できれば、そういうことについては、やはり、その人のスタンスと関係があるので、私は統一しない方がいいのではないかなと思うが、ほかにもあると思うので、これは皆さんで議論してもらった方がいいのかなどうか。行政用語として考えたときにそういうふうになってしまうのは仕方ないにしても、議員の活動の中での質問だから、そここのところで意思表示するという意味の部分を見ると、私自身は、そういうことはあっていいのではないかなと思う。

○岸浪委員長 確認するが、私は質問通告の言葉を使ってというふうに理解していたが、違うのか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 質問通告の趣旨を酌みとることは基本としている。ただ、障害の關係については、いろいろな質問通告の内容があるので、広報とかでお知らせする場合の表記の仕方が「害」という漢字だから、そこに統一しているということで、いろいろな議論をもらった中で、その辺の考え方を一つにするということは、特に状況として、これでいかなければいけないということはない。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 私も、会議録へ載せるときには、質問者が「害」を平仮名で使っていても漢字になってしまうということで、事務局の方と個々に議論して、こういう統一でやらざるを得ないという事務局の考え方と、議員はそれぞれの思いでやって、これには中身も伴っているという議論と平行線である。やはり、議会だよりなり会議録という公式文書の中で統一したいという考え方はわかるが、今の時代の状況からいっても、こういうことについて国民全体が非常に敏感だし、そういうものを反映して議会活動もしているという点では、統一ということよりも、それぞれの立場や考え方を正しく反映する方が、とりわけ議会の公の文書という中では大事なのではないかと思うので、これを機会に、やはり、発言者の意思を尊重した表現にしていこうように変えたらどうかと提案したい。

○岸浪委員長 基本的な部分の議論になっているが、ほかの会派の皆さんはいかがか。

公明党。

○加藤委員 障害者の「害」という問題については、私は一番最初に本会議の一般質問で変えるべきだと。行政の窓口の障害福祉課という「害」の字も平仮名に表記を見直すべきだと取り上げたことがある。基本的に、全国の重立った障害者団体の考え方は、漢字の「害」を使ってほしくないというのが多くの障害者の人たちの声であるということも本会議で言った。そういう形なので、私も今まで質問するときに平仮名にしていたが、統一性という部分もある中で、事務局の考え方を受けとめていた。本来、基本的には質問者の趣旨に沿った形ですべきことだとは思いますが、一方で、今、事務局側から言われた、同じ紙面で議員の一般質問の概要が出るときに、例えば、加藤が「精神障がい者の云々」というのを平仮名にした、名前を借りて済まないが、小池議員が「身体障害者」という形で見出しが並んでいて、片や平仮名、片や漢字で書いてある部分を、同じような立場の障害者の人が見たときに、加藤議員は我々の考え方を理解してくれている、一方、小池議員は知らないんだなということが、その紙面から起きてしまうのもいかなものかと、その問題は確かにあろうかと思うので、簡単なようで結構——我々はその考え方で、議会の人間としてその主張はする部分はあるだろうが、また一方で、紙面を通して受ける側の考え方をどう公平

にすべきかというのを考えなくてはいけない部分が側面であるのではないかということを考えると、この場ですぐ結論を出すには、事務局側にもある部分検討してもらって、改善する方法がほかにあるのかないのか、あるならば、やはり変えるべきではないかと思うが、その部分も含めての議論かなと。広報、議会だよりという部分になると、全体も含めて考えなければいけないことかと受けとめている。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 今まで各会派の意向を伺った中で、「害」という言葉を平仮名の表記、本会議の中での方向性も、今、伺った話もそういう方向性である。きょう、議運のテーブルでというのは、なかなか難しいと思う。

一方で、例えば全52人の議員に確認して、「障害者」という言葉について、相模原市議会として、市議会だよりに載せる場合には「害」の部分は平仮名にするという皆さんの同意がとれたとすれば、例えば二木議員の部分についても、障害者の「害」は平仮名で表記して、先ほどの「4R」のような形で、欄外に、相模原市議会では、障害者の皆さんに配慮して、「害」という字を平仮名表記とすると。こういうときにこそ、やはり、欄外の機能を使っていくべきと思う。ただ、それはあくまでも冒頭言ったように、全議員がそういう方向性でいいという了解がとれたら、そういう表記の記載もあると考える。

○岸浪委員長 ほかに。

民主クラブ。

○小池委員 基本的には、私も通告どおり掲載していると思っていたが、そうではなかったということで、一般質問の掲載は、各個人の主張がわかるような形にしなければいけないと思う。やはり、私は通告どおり掲載すべきだと思うし、また、平仮名か漢字かに関して言えば、常用語で、もともと漢字であるものに対しては別に漢字で載せてもいいと思うし、気持ち、思いで述べている部分については、その人の考えを主張して、平仮名で掲載してもいいと思っている。例えば、市の事業とか計画で「障害児」とか「障害者」とか漢字で使われているのであれば漢字で載せるべきだと思うが、今回の二木議員の質問は、多分、違ったと思う。そういう意味で、二木議員が平仮名にしたいという思いがあるならば、それを尊重すべきだ

と思う。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 今いろいろ話を伺って、私なりに理解したつもりだが、基本的には、恐らく通告は、「障害児への芸術文化教育の充実について」とかという表記だと思う。そこのところに、これを1番目に載せてくれと丸をつけて、載っていると思う。そこを「を」という問いかけの形の見出しにしていると思うので、一般質問の横の市政全般に対して行われた、一般質問のあらましを掲載します。の次に、括弧して、見出しは通告によるとか入れておけば、それぞれの議員の主体性、責任でやっていることがわかるので、それさえしておけば、「害」の字を漢字で書く人もいれば、平仮名で書く人もいれば、まだいろいろいると思うので、それはそれぞれの議員の考え方や責任、主体性の中で判断していることでいいのではないかなと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 いろいろな案が出たが、これはきょう方向づけを出さないといけない問題なので、確認するが、二木議員の通告は、「障害児」が平仮名になっていたのが漢字で表記されているのか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 二木議員の通告は、障害児の「害」は平仮名になっている。

○岸浪委員長 通告は平仮名だそうである。基本的には、もう少し時間をもらって議論しなければいけない部分もあるのだろうが、我々も通告するときに、漢字の間違いも含めて、いろいろな言葉を事務局から指摘されながら、平仮名にするか、漢字にするかという部分があると思う。多分、そのところで、ある程度きちんと整理されてくるだろうと思う。発言者の意思を大事にするということであれば、私は、やはり通告の言葉を使うのがいいのではないかなと思うが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 私は賛成である。意思があるからこそ、こだわって平仮名にしているわけだから、そのところは、やはり、こだわりをきちっと出してもらいたいと思う。

それで、気がつかなかったが、西村議員の障害者の相談窓口のあり方と

いう6ページの2つ目の質問の「害」も、多分、そうだと思うので、確かめてもらって、そのところも、もし通告どおりにするのであれば直してほしい。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 うちの渡辺議員のところにもあるが、これは間違いなく、さっき私が言った主張のような形なので、これはこれでいいと思う。

○岸浪委員長 漢字で。

○小池委員 はい。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 先ほど加藤委員から、比べられたときという話があった。統一的にしたいという配慮もできるだけ取り入れるという点で言うと、これを掲載するときに、質問者に、Aさんは漢字、Bさんは平仮名となるが、それでいいかということも確認して、そうか、では、私も平仮名にするみたいな部分はあってもいいのかと思うので、そういうことをワンステップ入れて、その上で、自分は漢字でいいということであれば、それでもいいと思う。そういう運用をすれば、議会だよりも、会議録も、質問者の意思に基づいて表記するということがいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私自身の考え方は従前から同じだが、今、藤井委員が言われたような形で、丁寧なやり方をしてもらって、支障がなければ、そういう形でしてもらいたいような段取りをとってもらえればいいと思う。先ほど、何でそこまで配慮したことを言ったかという、議運の委員になっている人たちは、例えば障害者という部分の考え方について、今出された意見を見ても、平仮名にする意味をよく理解している方が多いと受けとめているが、ほかの議員の中には、通常法律の言葉も漢字で使っているではないか、平仮名にすること自体がどうなのだろうかという反対の意見を持っている。そこで統一するよりは、現在の用語をきちっと使うのが本来だろうと思っている人がいたとしたら、この場でそういうふうに勝手に決めてしまっているのかという思いがあったから一言言っただけで、考え方としては、皆さんと同じように、私も会議録で平仮名にならなかったショックを覚えているので、そういう形でいいと思う。ただ、やはり全体の考え方と

して、こういうことだという説明をきちっとして、理解を得られればいいと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 先ほどの私の発言の後に、皆さん、やはり意識を持って「害」を平仮名にしているという話が多くなってきた。そういうことであれば、私どもも、通告者の意思を尊重していく方向でいいと思う。ただ、いろいろな言葉があるので、今回、「障害者」という言葉が特別扱いだということをある意味確認していかないと、議会事務局で全部の言葉について確認しなければいけないので、まず、今回は「障害者」という言葉について柔軟な対応をするということを、皆さんで確認しなければいけないことかと思う。

もう一つ、江成委員から、通告を基本として、責任を持ってということだったが、例えば、渡辺委員の通告の文字数が違う部分があるので、ある程度の編集はしていかないと、同じ枠におさまらない部分がある。これは、やはり事務局の裁量において、上手に統一した文字数にしてもらうことを確認しつつ、「障害者」という言葉については、通告した方の判断でという、一つの言葉というふうにしていったらいいかと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 こういったことがどれぐらいあるのかということで、例えば私どもの会派でも個人に多少違いがあって、障害者の「障」という字まで平仮名にする人も出てきた。今、中村委員が言われた、どんどん広げると事務局も大変ではないかという話との関係だが、とりあえず、表記の仕方で質問者の意思と統一的なやり方がぶつかるような部分は「障害者」ということぐらいか。

○岸浪委員長 公明党。

○米山委員 一般質問の私の部分だが、「災害弱者」という表現が出てくる。

○東條委員 きょうの新聞にも載っていたが、最近、新聞にはたくさん載っていると思う。

○米山委員 「災害要援護者」という形で。

○岸浪委員長 多分、議会だよりの記載が変わっていて、各議員の名

前がタイトルと結びつくようになってきたということで、こういう議論になってくるのだろうし、また、これからもこのような議論になってくると思う。基本的には、見直ししなければいけないという意見も出たので、見直しをしていったらいかがかと思う。ただ、今回の議会だよりについては、皆さんから意見をもらったから、障害児の扱いについては、通告の言葉を使ってもらおうということで、紙面に3カ所、4カ所出た場合は、事務局で確認するのも、ちょっと難しい部分がある。各会派の皆さんから出ているから、会派に所属する議員で、今この問題はこう議論になっているが、確認してもらって、それぞれ事務局に話をしていく、丁寧なやり方をすれば、こんなやり方になると思う。今までは議員個人名が載っていなかったが、これからは載るから、やはり、その辺の確認は私たちがやらないと、事務局も話しづらい部分があるかと思う。それはいかがか。

共産党。

○藤井委員 ただ、いずれにしても、事務局は会議録に載せる上で、議員はこれを平仮名でやっているが、会議録に載せるときは漢字になるので了承くださいと確認に見える。それは手続上通る道なので、その中で気づいたところをやってもらう方が現実的、もちろん、我々もお任せではなくて、自分たちでもしなければいけないと思うが、そこは新しい仕事をふやすということではないと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私も、自分で書いていた通告などでも、これは漢字かと聞かれることはよくある。事務局では、その手続は踏んでいると思うので、そう大変な話ではない。現在も、これは平仮名のままの方がいいかという確認をしてもらっているので、余り事務局が大変になるということはないという気はしている。

○岸浪委員長 多分、通告の段階で、ある程度チェックが入るから、そんなに拡大してはいかないと思う。ただ、議事録の扱いはまた別に相談したいと思う。これは一般市民に配られるから、その中で、発言者の意思を大事にしておいた方がいいという議論になってくるのではないかと思う。中身の文章はないが、タイトルはセンスの問題だし、このますに入れないといけないので、今までつくりなれている第三者にやってもらった

方がいいと思う。

市民連合。

○江成委員 私も誤解があったようで確認したいが、先ほど、通告のとおりといったのは、そのとおりに書けという意味ではなくて、もちろん見出しだから、当然、編集上の問題として縮めるのはある。ただ、用語とかの使い方については、通告者の通告に従っているという趣旨である。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 もしかしたら余計な話になるかもしれないが、私どもの認識を話したい。確かに、一般質問は議員個人個人の活動に基づいてやることだから、それぞれの思いがあることは十分理解しているつもりだが、一方で、市議会だよりというのは、議会として、表向き、広報として扱われる性質のものだから、余りばらばらに扱うのは、私としては、いかななものかと。むしろ、相模原市議会として、障害者の「害」の字は平仮名でやるということを決めてもらって、それで全部、平仮名で表記していくやりの方が、対外的な意味では、すっきりするのかなと。ある人は「害」の字を漢字で使ったとか、そういうばらばらなものが、やはり、そのときのその人その人のスタンスも問われる。

一方、法的な面で言うと、漢字の「害」の字を使いながら、例えば障害者施設があったり、あるいは法があったりする。その際に、では、そっちは平仮名にするのか。そっちは漢字なのに、障害者と一般名詞で使うときには平仮名とあって、こういうことがばらばらに起こるのはいかなものかということも当然起こり得るから、法的な根拠があるものについては漢字表記をするが、それ以外のものについては平仮名にするとか、そういう統一感を持たないと、広報がばらばらになってしまうのではないかというおそれを今ちょっと感じているので、そのあたり、一人一人別々だと言われればそれまでだが、事務局としては、そんな感じを持った。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 言われる意味はわかる部分もあるが、やはり、行政機関と議会という機関との意味合いの違いというか、もともとは障害者あるいは障害ということについてのとらえ方、根本的にはその問題であって、法律の名前だって、変わっていくのかいかないのかということともつながる

問題で、議会という場でいろいろな世論を反映して、全部一色になるわけではなくて、いろいろな色合いがあるのが議会で、そういうことを通じて、法律そのものにも影響していくというのが議会の役割だと思うから、言われる部分も考えつつも、やはり議会の独自性という面で、色合いのバリエーションというものを示すのも、議会だよりの大切な役割ではないか。

そういう面では、「注」として、一部、表記の仕方で質問者の意思に沿って違う部分があるとか、ぼやっとそういうことを書いておくことによって、議会だよりとしての責任をとるというやり方もあると思う。私は、とりわけこの問題は、障害者の方にとっては非常に思いの強い問題でもあるし、それがどこまで反映されるのかという中で起きていることだから、それを議会として統一するということも、ある意味では乱暴なのではないかと、かえって思う。そこはやはりそれぞれの認識の到達点を尊重して、ただ、統一的にという部分も常に考えながら、そこで落ち着いた部分を出していくのが議会としてはいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 まとめさせてもらう。

一般質問については、質問者の意思を大事にしてもらって、ここの部分については、原則として通告の言葉を使うというふうに整理をしていったらいかかが。代表質問は同じ部分があるだろうが、委員会とかは、法的根拠に基づく言葉ということで、同じ言葉が平仮名になるのか、漢字になるのか、ばらばらになる可能性もあるかもしれないが、それはよしとするという方向に持っていかなければいけないと思っている。

今回は障害のところだけかもしれないが、一応、きょうの午後一番までに、各会派で、こういう意見が出たが、通告の言葉でいいかということを確認して、もし問題があれば連絡をもらえればと思うが、いかかが。

公明党。

○加藤委員 基本はそれでいいと思うが、例えば、法律の用語で、専門的な用語として漢字を使っている。ただ、私は「害」の字を平仮名にすることに対しては全然異論はないが、普通に使われている漢字として通告したいという方がいて、それが紙面になった場合、市民から、何でこの人は平仮名で、この人は漢字なのと、通告どおりに従いといっても、それはなぜそう分かれているのかと電話が来たときに、事務局としてどう答える

か。この方は平仮名で使ってくださいと言った、こっちの議員はそのまま、それはなぜかと言われたときに、その先は議会事務局としては答えられないと思う。この議員は、障害者の「害」の字は漢字はだめだから平仮名にしてくれと言っているので平仮名にした、一方の人はそうではないという部分、これはさっき局長が言った懸念部分だろうと思う。結構、神経質な話かなという部分で、誤解しないでほしいし、私は皆さんと思いは一緒だが、ほかの人がそうなったときに、多少でも誤解が生ずる部分が出なければ、それでいいと思う。さっき、藤井委員が言った、例えば通告者云々だけでわかるものなのか、もう少し丁寧な説明文が必要なのか、この部分がないと、相模原の議会事務局に電話して、関心がある人であれば、この人はなぜ漢字なのか、この人は何で平仮名なのか、通告のとおりと書いてあるが、何でそうになっているのかと聞く人がいるのではないかと思う。そうすると、事務局としては、細部のところは非常に答えづらいと思う。

○岸浪委員長 そのことは事務局は答えづらい。そういうふうな指摘があった場合、基本は基本として説明してもらって、あとは個人の議員の判断で、一般質問のところは、事務局がその議員に、こういう話があったということを伝えて、そういうところで連携しながら、指摘した読者に対して話をしていかないと、確かに、名前を掲載したことによって、新たな課題だから、そういう部分が大事になってくると思う。多分、画一的にはいかないと思う。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今いろいろな議論を伺ったが、事見出しだけの議論なのかという意味合いもあるが、本文の中にも「障害者」という言葉が入ってくる可能性もあるし、答弁者の答弁にも「障害者」という部分も入ってくるので、答弁者の部分をどうするか。当然、市長側の答弁としては、「害」という字は漢字で書いているので、そのとおりに表記をしたいと思うが、質問の中の「害」という字が、やはり今の趣旨からいくと、当然、平仮名で表記しなければいけないことになるのか確認をお願いしたい。

○岸浪委員長 当然、見出しと質問者の質問の言葉は一緒に、市長が答える言葉は市長の言葉でやる。

いいか。――

では、そういう形で、とりあえずスタートの時間なので、「障害」の言葉で3人いるので、特段、問題があれば連絡してもらえればと思う。

同じ視点で、ほかのところはあるか。――

では、とりあえず、そういう形で進めたいと思う。

先ほどの課題については、議運のメンバーでもう一度確認して、最終的に問題なければ、そういう形で協議を調えたとしたいと思うが、いいか。

――

では、そのように進めさせてもらう。

――◇○◇――

5月臨時会について

○岸浪委員長 5月臨時会についてを議題とする。

事務局から説明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 5月臨時会だが、4月8日の議運で、5月20日開催が確認されている。開催に当たり、市長からの付議案件は特にないと確認しているので、議会から招集の請求をしてもらうことになる。

今回、法改正により、議運の議決を得て、議長が招集の請求ができることになったので、議運の中で議決をお願いできればということである。

資料2は、臨時議会招集請求書である。事件の付議案件を議会の付議案件を添えて請求するということで、今の段階では、常任委員会委員の選任と議会運営委員会委員の選任の2件について請求をしたいと考えているので、協議をお願いしたい。

○岸浪委員長 質疑、意見があったらお願いします。

共産党。

○藤井委員 たしか、付議案件と決めたこと以外はやってはいけないのが臨時議会だと思うが、こういう形で臨時会招集請求書を出して、市長が招集した場合に、意見書とか決議はできるのかできないのか確認したい。

○岸浪委員長 一般のことか。

○藤井委員 一般のことである。

○岸浪委員長 5月20日の関係か。

○藤井委員 一般論、臨時議会というものはということである。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 特にそういったものについては、当然、議案として提出になるので、緊急性があるということが認められれば可能である。

○岸浪委員長 ほかに。――

ないようなので、議長から市長に臨時会の招集請求書を出すことにしたいと思う。



選挙管理委員の候補者の選考方法について

○岸浪委員長 選挙管理委員の候補者の選考方法について、前々回示しているが、今回は会派の構成が大きく変わっているから、その辺の考え方についてもう少し議論を深めて、最終的には6月末ぐらいで、定数4、補充員4の定数に係る配分を決めたいと思うので、きょう、少し時間をもらって、前回説明したことも踏まえて、基本的な考え方について協議してもらえればと思う。

それでは、新政クラブからお願いします。

○阿部委員 選考委員会の話だが、過去の経緯があるので、私どもでは、今までどおりで問題ないという判断である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもの会派も、これまでの状況に合わせた形でいいと考えている。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 選考方法に関しては、これまでどおりでいいと思うが、新たに会派構成とかが変わったので、その辺を含めて検討していきたいと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 今までどおりで。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 今までどおりでいいと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 従来どおりでいい。

○岸浪委員長 従来どおりの考え方からいくと、会派の構成人数が配慮されていることが第一条件で、その順番に基づいて、正の定数4が決まって、補充員の順番が1、2、3、4と並んでいく。今回は、会派の数が同じ人数が2グループできているので、その辺をどうするかだが、上の4グループは、正の方は、そういう意味ではある程度クリアされるのだろうが、補充員の1、2、3、4のところは、市民連合と無所属クラブが同数だから、この順番を決めなければいけない。その辺の決め方をどうするかについて、それがクリアにならないといけないと思うが、いかがか。――

それでは、基本的な考え方でいくと、新政クラブが2枠、4つのうちの正が2つ、公明党と民主クラブがそれぞれ1、1になる。補充員の1、2は無所属クラブと市民連合で後ほど決めてもらえればと思う。補充員の3は共産党で、補充員の4が、もう一度、新政クラブに戻るという順番になるが、いかがか。――

では、そのような形でまとめたいと思う。

なお、指名の関係については、6月末から7月上旬ぐらいまでに検討してもらえればと思う。選管との調整も最終的には事務局を通じて行うが、そんな形で進めたいと思う。

休憩する。

午前10時42分 休憩

午前11時00分 開議

○岸浪委員長 再開する。

先ほど、相模原市選挙管理委員会の関係で、補充の順位を2会派で調整するということだったが、その結果、補充順位1位が市民連合、補充順位2位が無所属クラブとなったので報告する。

公明党。

○加藤委員 先ほどの表題の見出しの件だが、見出しと質問の内容を平仮名にして、市長の答弁は漢字、一般質問のところだけをそういうふうにして、ほかのところは従前どおり漢字、これは議会だよりとして受け取る市民としては非常に理解しづらい部分かと思う。その中で、やはり今回

の問題は、これまでもいろいろあったが、市民に対しての議会としての広報という部分で、市民によりわかりやすく、より公平にという部分の受け取り方をきちっとしてもらふ紙面にしなくてはならない中で、先ほどのでは非常に困難があるのではないかと思う。

具体的な中身についてはもう少し検討していく形で、例えば今回については、一般質問の見出し部分について、注意書きとして、タイトルについては通告どおり、その他については通常の常用漢字から云々と、まず、そこからという形にしてはいかがか。一つの紙面の中で、ここは漢字、ここは平仮名というふうにすると、議員の思いという部分とは別に、受け取る市民側からしてみたら、何でこうなのというのが当然出てくる話で、それは避けなければならないと思うので、考え方についてはすべての会派が同じだろうから、その部分、いかに市民に対して混乱がなく、あるいは公平性をきちっと確保できる議会だよりとして、また、見やすいという部分、それでいて、議員個人個人の考え方が示せるような最終的な部分、もうちょっと議論をして、準備をしていったらいいのかなと。その上で、今回、一般質問の見出しの部分だけは、ある程度わかるような形の文言を入れていくのが一番自然ではないかと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 議員の意思としては、通告だけが漢字か平仮名の表記という形で表に出ているもので、あとについては発言だから、言葉で耳で聞くことでしかない。私も今の加藤委員と同じで、やはり余りにも平仮名だったり漢字だったりが出てきたりすると、市民の方はわかりにくい。しかも、先ほどの渡辺議員の質問ではないが、障害者自立支援となるような計画については「害」が漢字になってしまうということもあるので、それこそ、わかりにくくなってしまうと思う。とりあえず、今回の１６１号に関しては表題のみ、要するに、通告で出てきた文字をそのまま載せる方がいいと思った。

○岸浪委員長 ほかに意見はあるか。

共産党。

○藤井委員 本文そのものも改めていくことになった場合には、一般

質問だけではなくて、代表質問とか討論でもやらないとおかしいと思うのと、現時点ではそういうことでやるということであれば、字数の関係とかもいろいろ出てくるかもしれないので、それはそれでやむを得ないと思うのと、今後、引き続き検討ということであれば、議会だよりだけではなくて、会議録も一緒に検討していったらいいと思う。

○岸浪委員長 ほかに。

市民連合。

○江成委員 当初、私の方で問題提起したのは、見出しの部分、通告にかかわってということだから、今話が出たように、さしあたっては、見出しの部分で、通告に基づいてということでも十分かと思う。ただ、こだわるわけではないが、その場合、欄外または一般質問を囲みで説明しているところに、通告の言葉を使ったということを書いてもらえれば、それでいいと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 私どもも、皆さんと同様である。

○岸浪委員長 先ほどの取りまとめとは、変わってしまったが、今そういう方向が出されたので、そういうことでまとめたいと思う。

今後の課題として、引き続き、言葉の扱い方も含めて検討させてもらえればと思う。

タイトルは通告書の言葉を使う。本文については、議長からもある程度指摘をもらって、マスコミではどうも共通した言葉を使っているということを今聞いたので、それをよりどころにするというか、それを中心に漢字を使ってもらうように、ある程度、方向性を出しておいた方がいいと思うが、いかがか。マスコミの関係、何かあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今、委員長が言ったとおり、マスコミは「害」という字は平仮名では使っておらず、漢字で統一した使い方をしている。皆さん御存じのように、雑誌とか新聞、一部、雑誌によっては違う部分もあるが、一般的なマスコミの中では、「害」という字は漢字を使っていることは承知している。

○岸浪委員長 同じ質問の中で、タイトルは平仮名と漢字が変わる、

市長の答弁と本文は一緒ということで、やはり、その辺をどこかに表記しなければいけないと思う。今回、「障害」という言葉が入ってくるから、一般質問のあいたスペースに、タイトルは議員から通告のとおりとか、そのような言葉を承認することにしないとおかしくなってしまうが、その辺いかがか。とりあえず、161号についてはこのようにして、また、今後の課題とするということでいかがか。――

では、そのような形にさせてもらう。



議会制度等に関する検討結果について

○岸浪委員長 議会制度等に関する検討結果についてを議題とする。

決算特別委員会の設置にかかわる検討事項について協議してもらいたい。

前回の協議で、決算特別委員会の分科会にかかわる中で、特別会計の扱いを協議した際、ほかの類似都市の調査ということも指摘されているので、この関係について報告をお願いしたい。

それから、きょうは、決算特別委員会の分科会の特別会計の取り扱いの関係、決算特別委員会の運営ということで、通告とか理事者の出席の範囲、会派の持ち時間を中心に議論してもらえればと思う。

まず、特別会計決算の取り扱い、政令市あるいは類似都市の関係について報告させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 前回の議運で、各市を調べることになっていたので、特別会計を分科会へ付託することについてと、一般会計、特別会計について、一括議題としての審査をするかどうか、この2点というふうに承知しているが、政令市である千葉市とか京都市、北九州市、中核市である西宮市と豊田市、合計5市の調査をした段階では、すべての市で特別会計を含めた中で分科会へ付託するという内容と、政令市3市で一般会計、特別会計を一括議題として扱っている状況を確認している。

○岸浪委員長 特別会計が何本かあるが、決算特別委員会に付託されて、それを分科会に付託する。例えば民生なら民生、建設なら建設に関係する分科会にそれを入れ込んでいく。それでも一括でやっていると。多分、

採決は区分してやっているということで、一般会計と特別会計の事業も関連しているから、一括でやった方が議案が審議されるだろうと、どうもそんな様子だったが、いかがか。

新政クラブ。

○阿部委員 今、委員長からまとめてもらった話もあったので、どうしても一般会計、特別会計、不可分な部分もあるので、一括で審議して、採決は区分という形の方が、より審議も深まるのではないかと思うので、そのような形でいいと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 一括議題にすれば、その都度の理事者の入れかえもなくなるということで、時間も有効的、また、関連する部分もあろうかと思うので、そういう意味では一括議題でする方が、合理的というか、いいのではないかと、私どもとしても考えている。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 議論のしやすさという点で、一括議題にするメリットはあると思うが、もう一方で、そうはいっても、特別会計の多いところの議論の時間というものは、やはり、特別会計のないところと、その辺がどうなのかと。やはり多少は関連するといっても、同じではない部分もあると思うので、その辺、時間的なこととの絡み、一括議題にすることによって、これまでは、とりあえず一般会計で一たん閉めて、終わった後、特別会計ということだったが、それを一括で議論するとなったときに、多少の時間的な運用の柔軟さというものがないと、マイナス面が出てきてしまう部分もあるかと。そういうことをぜひ配慮してほしいと思う。

○岸浪委員長 質疑時間の関係が出されたが、ほかに意見はあるか。
民主クラブ。

○大沢委員 私どもも、決算特別委員会で受けたものを、さらに特別会計も一般会計と同じように分科会にという方向で考えている。

○岸浪委員長 ほかに。
無所属クラブ。

○東條委員 一括でということだから、一般会計と特別会計をごちゃまぜにして質疑をするわけではないだろう、そこだけ確認したい。議案と

しては違うが、一括でという意味は、どういうふうに審議をするのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 一括して議題に上げるということで、一つの区切りの中だから、例えば特別会計の質問もあったり、一般会計の質問もあったりということである。今、相模原市がやっているように、一般会計が終わったら特別会計というやり方ではなくて、一つのくくりの中で質疑をしている。

○東條委員 関連できるから、その方がいいこともある。

○岸浪委員長 いかがか。

多分、一長一短があるのだろうと思う。今、共産党から出されている時間の関係もあるが、この前は時間を言葉でやらせてもらったが、それはお互いに配慮する中で、予備日を設けることが基本だから、ある程度クリアできるのという思いがあるが、やってみて、どうもぐあいの悪い部分が特別会計の中で出てくるとか、今後、新たな特別会計が出る可能性が出ないとも限らない中で、その都度、協議をしていく。関連する議題は一括してやるという形で進めていった方がいいのではないか。未来永劫これだということではなくて、特別会計の性格によって、議員として、審議をやりやすいようにしなければいけない部分があるから、それは含みを残してもらって、あとは委員長の判断である程度、もちろん議運で確認するが、その部分を少し余韻を残しておくというところでいかがか。

共産党。

○藤井委員 今、総務委員会では、歳入を先にやって、一たん閉めて、歳出というやり方をしている。ほかの委員会は、そうではなくて、事業ごとに一緒にやっている。特別会計を含めて一緒になったときに、その辺がどうなっていくのかが見えない部分があって、今、具体的にどうとは言えないが、その辺は慎重にした方がいい。

○岸浪委員長 今、いみじくも意見が出されたが、総務の歳入、まだ議論をしていないが、そういう形である。1日目に総務委員会を持ってきたというのはそこにあって、どうしても1日目に総務をやらなければいけないということが出てくるのだろうと思うが、また後ほど、そのことについて、全体を見渡した中で、もう一度議論をしていきたいと思うが、いか

がか。――

では、とりあえず、特別会計のあり方については、そのような形にさせてもらえればと思う。

続いて、決算特別委員会の運営ということで、前回、意見をもらった。この議論を進めるに当たっては、会派の持ち時間だけではなくて、やはり、関連する部分と一緒に協議しておかないといけないと思っており、流れは事務局に再度確認したが、分科会の委員長報告が終わってから、委員長に対する質疑に入って、その質疑が終わった後に、関連する所管をまたぐ質疑が入って、討論、採決、この流れがどうもスムーズというので、一般論になっているそうである。

そういうことをイメージした中で、前回、所管をまたがるということはどういうことなのかという意見も出たし、今、共産党から、所管をまたがらないで、そういう制限をしない方がいいのではないかという意見ももらったし、通告の話は出なかったが、やり方、会派の持ち時間は前回、議論になっているし、開催場所をどうするという話もあった。その辺について、また、意見をもらえればと思う。

新政クラブ。

○阿部委員 今の運営の話だが、新政クラブとしては、決算特別委員会の2日目、全体会という言葉を使っていた部分の最終日の部分に関しては、今、各分科会委員長報告を受けて、それに対する質疑、そして、所管をまたがる質疑、討論、採決という流れでいいと考えている。所管をまたがる、質疑をまたがるという部分を外して、全体的な話なら何でもというふうにしてはどうかということに関しては、そもそも分割で分科会に付託しているので、各分科会の中で審議してもらうことが基本だと考えている。ただし、そこにおさまり切らないような話があるので、それを総括して質問したい、ただしたいということがそもそもの話だったと思うので、その枠をとってしまうのは、ちょっとおかしいのではないかと考えている。

それから、全体でやるときの開催場所だが、最初に主張したとおり、全員協議会をやっている第3委員会室を、うまくレイアウトしてもらって開催するべきだと考えている。

追加だが、他自治体の開催状況等いろいろ調べると、質問者席のような

形で前に設けて、きちっと、この人が理事者に向かって質問するというレイアウトがわかりやすいのかという印象を持っているので、それをやらせてもらう。

理事者の出席範囲は、通告制を用いることで、基本的には本会議に準ずるような形になると思うが、通告制を有効に活用してもらいたい。それから、私たちの会派でも日程をいろいろと検討しているが、どうしても全体の中で考えた場合に、全体での特別委員会を2日間にまたがってということが厳しいのではないかという判断でいるので、1日で終わるように、討論ではなくて、総括的な所管をまたがる質疑の部分に、持ち時間制を導入すべきではないかと考えている。

今のところ、運営に関しては以上である。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 基本的には、私どもも事務局から報告があったさまざまなところを同じように視察したり、資料を取り寄せたりした中では、今、新政クラブから意見があったような形が一番スムーズかと思う。最終的な所管をまたがる総括云々、総括質疑というのか、最後の全体会というのか、それについては、例えば大きな点については、最初の代表質問の中で大枠としてはいろいろできるし、大枠は、そこで予測できる部分で、そこで質問できるだろう。かといって、分科会の流れの中で、新たに課題として所管をまたぐような課題がそこで生まれた中で、やはり総括の部分については、何でもというわけではなく、一定のそういう部分は必要だと思う。そういうふうにすると、総括質疑、やはり、きちっと通告制をとり、持ち時間を設けた上でするのが一番スムーズになるかと思う。そういうことで、必然的に、理事者側の出席者の部分についても定まってくるだろう。ただ、委員会をどこで開催するかという場所については、何度かいろいろな部屋を見たが、頭の中で、こういうレイアウトだったら、ここがこうなるだろうというのが実際と非常に合致しない。ただ、そうなると、総括的な質疑は別館の第3委員会室でするしかないとも思う。

今のところ、以上である。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○大沢委員 運営方法としては、当然、分科会では採決ができないか

ら、全体会の中で、委員長報告、討論、採決という流れになって進むかと思っている。ただ、基本的に、全体会の中での質問と代表質問の内容的な面で、どのような違いが見えてくるのかというところを私自身つかんでいないから、そのところをもうちょっときちんと考えた上で、全体会のあり方の重要性とかを考えていきたいと思っている段階である。

さらに、最後の本会議での採決、決算に関しての委員長報告、討論、ここら辺もどのような形にしていくのかということも含めて、考えていくことが重要ではないか。そこら辺を皆さんで慎重に議論していかなければいけないと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 全体質疑だが、代表質問とどう変えていけるのかという部分が、イメージとして、なかなか見えにくい。今までだと、常任委員会の中で質問できなかった所管を越えた部分について、質問ができると私は理解していた。そのところと、それを私が質問したときに、ほかの方が、それに関連して質問したいと。前に例を挙げたが、環境経済委員会で、合併処理浄化槽は下水道の計画とすごく関連しているが、下水道計画そのものについての質問は全くできない状況になっているので、代表質問は何でもありだが、特別委員会については、そういうくくりがあつての話だと私は理解している。そういうふうにしないと広がってしまうことがあるので、逆に言えば、そういう縛りをつけることで、持ち時間とかは必要ないのではないか。通告制についても、そういう縛りを設けることで、ほかの方が突然、そのことについてもう少し聞きたいということもあるかもしれない。今現在、常任委員会ではそれは許されているわけで、そういうことを含めて考えると、通告というのはいかがなものかと実は思っている。そういうことの中での全体会というのがないと、代表質問と全く同じような状況に置かれてしまうのではないかと思うので、そのところは少し考えていかなければいけないのではないかと思う。皆さんのイメージがそれぞれ違って話をしていると、意見を言っても、自分のイメージでとらえてしまうというのもあると思うので、少しきちっと、全体会といっても、同じイメージを持っていないと議論がしにくいと思った。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 代表質問と区別ということは当然必要だと思う。それを具体的にどのようにやるかという方法で、いろいろ議論になるのだと思うが、今、無所属クラブから出たような、所管をまたがることについて、当然ながら、全体会で行う質問の必然性というのは、審査に合うわけだから、それに任せることでもできるかと思う。

通告制については、やはり、ある意味で議論を活発にするには、通告に縛られ形におさまり過ぎてしまう、臨機応変な活発な議論という意味では、通告しなくてもやれる方法を考えていく必要があるのではないか。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 自分の中で、なかなかいいイメージをつくり切れないが、例えば、所管をまたがる質疑に限るということについて、代表質問と同じように、会派の大きさ順になるのかどうかかわからないが、もし、そういう順番になって、うちが5番目ぐらいになったときに、率直に言って、そんなにあるかと。大体、自分が思いつくようなところというのは、ほかの会派も問題視して取り上げるということが普通だろうし、本当にそれが議会の活性化につながるような形になるのかというところで、やはり、いろいろな角度から議論を深めるということで、もちろん、決算特別委員会をやらうとなってきた経過を無視するということではなくて、そういう流れの中でだが、やはり、内容を余り縛ってしまうのは、自分の首を締めるようなことにならないかという懸念を持つことが一つ。

もう一つは、通告制をやって、持ち時間をやってということで、そういう中で代表質問と同じような形にしてしまうのが本当にいいのかという疑問がちょっとあって、では、どういう形がいいのかと思ったときに、大分、当初の構想なりイメージから発展してきているので、その辺、分科会が終わった後、どう閉めていくかというのが、イメージがよくできないというのが正直なところで、このままだと屋上屋を重ねるような形になって、本当に議会の活性化になったのかということは、ちょっと懸念する部分がある。

○岸浪委員長 各会派から意見を出してもらった中で、もう少しイメージを膨らませるという意見が大分出された。今、新政クラブから、そういう意味では、流れからずっと話がされたので、具体的な提言があったか

と思う。その中で、もちろん確認しなければいけないところはあるが、最後に屋上屋を重ねて、議会の活性化につながる、つながらない、そういう話もあったが、今までの議論の中では、所管をまたがる部分について、審査する立場にある議員として、やはり、場をつくってほしいという意見が今まで出されてきたと思っているし、それは前の議運のときから、所管をまたがるものはどうするという部分が宿題になっているから、多分、そのときも、どうするかという取り扱いがされてきたと思う。結果としては、多分、議会の活性化につながるのではないかと私は思っているので、そういうような方向で、ぜひ検討してもらえればと思う。

質問時間、通告の関係が、各会派から出された意見で割れているような感じがしたので、この辺、もう少し、考え方を示してもらえればと思う。質問時間を設けるべき、通告すべきという会派の考え方を、もう一度、披露してもらえればと思う。

公明党。

○加藤委員 今、持ち時間を何分云々という具体的な例は、計算した上で、まだ最終的なものではないが、例えば、第3委員会室で所管をまたがる質問をする。答弁する側、部長が答える部分、局長が答える部分、あるいは細かな部分の中でどうしても主幹が答える、どこまでの部分を入れるかは、質問の内容によって、ある程度、対応しなくてはいけない部分が出てくるだろうから、そういう意味では、所管をまたがる部分というと、その部署だけではなく、ほかにもということだから、それだけ答弁者を確保しなくてはいけない課題があるので、やはり、ある程度、通告制というものはしないと不都合が生じるだろうという考え方である。

また、所管をまたがるといっても、そうないのではないかという話だが、やはり、そう思う。ただし、分科会を通す中でさまざまな考え方が出てくる部分があるだろうから、それはきちっと確保しなければならない。そういう意味では、これもどういうふうな位置づけにするのか、所管をまたがる考え方を、例えば相模原市の中でも、同じとは言わないが、似たような事業、あっちの部とこっちの部でもやっている、それがちょっと違う、明らかに分科会の審査を通して見たら、総合的に整合性がとれていないのではないかということも出てくると思う。こういう部分は、まさに最後でやれ

る部分ではないかと思うが、では、それをどういう形でいうと、なかなか難しい部分があって、どれが総合的に整合性がとれなくて、やるべきものなのかというのは、これからまた議論しなくてはいけない。スタートしてからの改善、修正というのは、どうしても避けられない部分はあるかと思う。先ほど私も持ち時間と言ったが、全体の人数あるいは審議の日程の部分から考えると、やはり、どこの先例市の事例を見ても、1人3分掛ける会派とか、5分掛ける会派ということで、うちの議会に当てはめた場合、どこの部分が一般的に時間内にするか計算したメモを忘れてきてしまったが、そういうふうにすると、先例市と似たような1人の持ち時間プラス会派の人数分というのが一般的かと。それによって、日程の中では支障は出ないのではないかと思う。

○岸浪委員長 代表質問との違いというのが出されていたが、これは多分、ここと決めないで、これから議論を積み上げていくことによって、その辺の違いが出てくるのだらうと思うので、とりあえず、そのことはこちらに置きたいと思う。

共産党。

○藤井委員 当初、分科会、全体会という役割分担というか流れというものは、5つの分科会に分けるほどの想定ではなくて、もっと大きな分け方で、分科会、全体会という考え方だと思う。いろいろな議論を経て、相模原市議会としては、今の常任委員会の5つの分科会でやってみようということになった。これはこれでいいと思うが、そうなったときに、全体会というやり方が本当にいいのだろうかということもちょっと思う。例えば、それぞれの分科会の中で所管外の質疑ができる、ただし、それは通告制にするというやり方だって、決算特別委員会をつくった趣旨を具体化していく方法ではないか。例えば環境経済委員会のときに、下水道についても関連で聞きたいから出席してくれということを事前に通告しておくとか、そういう運用も新しい形ではないか。もっと委員会という場で、中身の細かい通告ではなくて、自由闊達にでき、関係当局に出席してもらう形もある。

○岸浪委員長 決算特別委員会では、そういう質疑の時間は要らないということか。

○藤井委員 全体会か。

○岸浪委員長 全体会は、委員長報告、討論、採決、こういうふうの流れでいく、それで十分だと。

○藤井委員 今、私の意見として固めて言っているわけではなくて、後で取り消すかもしれないが、思いついたままに、イメージということで、そういう議論もあっていいのではないかという意味である。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私、加藤委員の話を聞いていて、ふと疑問に思ったが、全体会というのは、会派で質問するのか。今、会派で人数とか、時間の話をしていた。私のイメージでは、やりたい人が質問する……。

○加藤委員 イメージがみんな違うのではないか。

○東條委員 だから、さっき、全体会のイメージがそれぞれ違うのに、その中で議論をしてもすれ違ってしまふ、イメージが違う中で言ってもだめではないかという話をしていた。私自身は、会派でやるのだったら代表質問と変わらなくなってしまう。要するに、自分の議員としての疑問をそこできちっといろいろな情報をとって質問をかけていくというのがよくて、全体会というの、会派の中でまとめて何かをするのではないと思っている。だからこそ、またがったところの疑問について、きちっと答弁を求めたいと思う。イメージとして、全体会は会派がやるのではなくて、52人の委員がそれぞれ、またがった部分について質疑していくと私自身は認識していたので、もし会派でするという認識だとすれば、まず、そこをどうするかを考えないといけない。

○岸浪委員長 その辺の質問に、新政クラブから答えてもらえれば。

○阿部委員 いろいろな意見があったが、新政クラブとしては、したい人がするという話は到底のめない話で、会派としてこの議運の場にも来ているし、議会運営すべてにわたって会派単位で行動しているので、したい人がするということなく、会派としてきちっと、例えば所管をまたがる質問に関しては、それぞれの会派から通告をする。時間に関しても、会派としての割り当て時間をきちっと設けて、その中で会派内で案分するという話はいいと思うが、時間を設けるのは、個人として1人何分ということではなくて、計算式としてはあるが、会派として時間を設けるという

考えているし、これまでの委員会とか議会運営はずっとそれでやってきていると思うので、所管外のことに關しては、52人それぞれがという発想は全く違うのではないかという意見である。

今、時間の割り当てを話したので、計算式もあるということだけ認識しておいてほしい。基本的には、1日で終わる時間を人数分で割って会派に掛けた数字になる。

共産党から出ていた分科会の中で所管をまたがる質問をそれぞれ通告制でしたらどうかという話は、他自治体でも、確かにこのような議論をしていたのは幾つか拝見したし、いろいろなやり方があるのは存じていて、新政クラブの中でも議論したが、そもそも、決算特別委員会を他自治体のように絞った人数で決算について審議を深めようという方式ではなくて、本市の場合は全員が必ずかかわれるような形でやろうという中から、現実的な話で分科会方式というものが出てきて、その中で所管を超えたような質問は余らないという議論があったが、私の認識では、あるから、そういう質問をさせてほしいという認識だったと思うし、そういう質問があるという合意があったと思う。新政クラブとしてはそういう認識なので、あったものに対して、では、どうしようかというときに、全体の中でそういう質問の場を設けることは、議会の活性化にもなるし、分科会で所管が決められている中で、議論をもっと超えた大きな話を議会としても発言していこう、質問していこうということで設けようという議論だったと思うので、全体的な決算特別委員会の場で、所管をまたがるものについて行ってほしいと思う。

通告に關しては、現実的に決算特別委員会をするとなったときには、先ほどの第3委員会室では、いろいろレイアウト等を工夫したりするにしても、やはり実際問題として、狭かったりとか、現実的にいろいろなことを考えなければいけないと思う。その中で、理事者が全部いてというのは理想的だが、やはり、通告等で工夫をしながら、理事者の入れかえもスムーズに行えるようにやっていく必要があると思うので、その辺で、やはり通告制は必要なのではないか。特に、所管をまたがるということだから、ここはこの人だけということではなくて、やはりどのような内容かがわからないと、スムーズな運営にはつながらないのではないかと考えているので、

通告は必要だと考えている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 今話を聞いて、私は、ちょっとびっくりした。というのは、認識として、決算特別委員会は、人数は確かにそのとおりだが、個々の議員が所属する常任委員会の部分についての分科会に所属するという認識で、会派がそこに入っていくわけではない。

もう一つは、代表質問と、もし、所管がまたがった部分での質問が会派の質問だとすると、代表質問とどこが違うのか。さっき、置いておこうと言ったが、そこは会派でまとめようというのだったら、代表質問にすればいい話だが、それをしない。それは特別委員会の委員として所管がまたがる部分についての質疑をするから、代表の全体会がある。ここで全体会はあるということだから、会派でまとめるのではない。やはりそこは認識として、私は特別委員会がどういうものなのかということ自身が、代表質問、会派ということと違ってきていると思う。委員の常任委員会に所属した関係というのは、確かに、会派の意見、疑問を持って行くが、それは会派に縛られているわけではないと思うので、このところで全体会が会派ということが前面に出てきてしまうことについては、非常に違和感を感じる。そうだとすれば、藤井委員が言うように、本当に必要ない。代表質問であればいい話なので、必要ないと思ったが、どうか。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 会派の考え方自体に根本的に大きな違いがあるので、多分、どこまでいっても平行線なのだろうと思うが、ただ、いずれにしても、各分科会の審査を経た中で、例えば、それぞれの分科会で審査した中で、こういう問題、こういう部分で整合性がとれない新たな問題が出た。私どもとしては、会派としてそれを集約して、代表の部分で質問する。何らおかしい部分はないと思うし、会派だからといって、所属する議員の独立性を云々するということとは全然違う話だと思う。

○東條委員 そうではなくて、代表質問と特別委員会の全体会とが何が違うのかわからない。会派で通告して、代表質問をしている。そのところが、会派の代表質問と、全体会は所属している分科会を受けての質問なのに、何でそこに会派が出てくるのか。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 そういうことを言えば、例えば運営上で、最後、全体会をやるときに、52人全員の発言時間を確保しなくてはならなくなる。

○東條委員 そんなことはない、そうだとすれば……

○加藤委員 最終的に、そういうことになってくる。確かに、言いたいことはわかるが、議会で運営する中で、やはり審議の時間も含めたら、それぞれ分科会で審議した中で、所管をまたがる新たな課題や問題点、総合的に整合性がとれない部分が出た。それで、それぞれの議員が、この委員会でも出た、この委員会でもそういう問題があったからと、例えば公明党の議員8人が最後それぞれ挙げることもあり得る話ではないか。やはり、議会の日程の中で、どういう形で審議日程を確保するかという部分になると、例えば公明党としては、各会派から新たな課題として、こういう部分が出た、これは最後に代表質問ではできなかった質問として、総括的にもう一遍確認しなくてはいけないという部分、それによって、別に、個人、会派という部分に問題は全然ないと思う。うちの会派として、そういう支障は一つも出ないので、会派としての考え方で、それぞれの委員の意見を集約して、今、会派がこれだけ多くなっている中で、審議の日程を確保するには、やはり、議会の中で、会派という前提をそういうふうな形で崩すというのはおかしい部分だと思う。

○東條委員 前提ではないではないか。

○加藤委員 そこは相入れない部分だろうが、ただ、委員長が言ったように、今、我々がこうやって議論しているのも、頭の中でいろいろなイメージでやっているから、私が言っていることも間違っている部分があると思う。さっき、いみじくも藤井委員から、これが確定ではなくて云々とあったので、やはり、こういう議論をする中で、方向性をきちっとしていけばいいだろうし、今の会派云々というのも、誤解や、それぞれ考え方が違う部分が表に出てきているわけだし、例えば、さっき、藤井委員が言われたような形で、委員会の中でできるだろうと、たしか、そういう形でやっているところもあった。でも、うちの場合、連続しての分科会をやりと、こっちの委員会に呼びたい場合、前の委員会の人を呼びたいのに、その委員会が予備日でずれてきたら、呼べないことがある。そうなると、分科会

だけで処理できなくて、最後にきちっとした全体の会議を持たなくてはいいけない。私も初めはなるほどと思ったが、ダブったらどうするのだろうと、やはり意見が出たからそういうふうに出るわけで、これは委員長が言うように、きょうも時間いっぱい議論したらいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 今の議論を聞いていると、分科会は委員会とは大きな違いがあると思う。分科会は、自由闊達に、やはり議員としての審査を十分やっていく、そこが大きなポイントだろうと思う。

委員会は、委員会の性格だから、所管をまたぐにしても、ほかの常任委員会の関係をどうするか、そちらの位置づけの関係が出てくるから、その辺は、もう少し闊達に議論したいと思う。

代表質問との違いが出されたが、基本的には、議員としての審査権を十分生かすということだから、会派が前に出るから質疑は要らないとか、そういう議論ではなくて、やはり議員としてきちんと審査する機会を多くつくろうというところに、多分、いいところが出てくると思うから、その辺を午後の議論で少しやらせてもらえればと思う。

休憩する。

午後 0 時 0 0 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

公明党。

○加藤委員 決算特別委員会の流れは確定した。でも、よく考えたら、場所が厳しかったということでは困るので、先ほどから出ている第 3 委員会室、どういうふうに改造が可能なのか、現場で、ここはこういうふうな配置が可能だという部分、改めて確認の方が先決ではないかと思ったが、いかがか。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 私も、今、加藤委員が言われたように、まず、場所の共通認識を持ってから議論した方がいいという思いがあって、一回、この議運で確認のため見るのもいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今、使用状況がわからないし、すぐ見られるかどうか確認するので、しばらく待ってほしい。

○岸浪委員長 では、その間に、午前中の議論では、いろいろ幅広くなっているが、通告と理事者の出席が相関関係にあるという部分の一つと、質疑時間と日程配置の関係で、1日ということで、およそ皆さんの共通認識を得ている中で、所管をまたがる質疑はそんなにあるのかという部分と、代表質疑との違いをどうするのかという話があったと思うが、この件について、さらに協議を深めていきたい。

共産党。

○藤井委員 所管をまたがる質疑について、午前中、そんなにあるのかという言い方をあえてしたという面もあるが、もう一つ、別な角度からということで、この辺の解釈は結構いろいろあるのではないかと。中身に対するいろいろな議論になってしまうのもいかなものかと思う。そういう意味では、決算特別委員会に発展してきた経過を踏まえて、それを有意義に活用するという、紳士協定的な部分でできるのではないかと気がするが、またがっているということの理解が、結構いろいろ出てくるのではないかという思いで、それだったら、ない方がいいということである。

○岸浪委員長 ほかに何かあるか。

新政クラブ。

○阿部委員 所管をまたがるという部分で、繰り返しになる部分もあるが、所管をまたがった質疑に対しての私どもの認識としては、議会の中で代表質問・個人質疑が行われて、その後、委員会が付託を受けて、分科会でそれぞれの所管部分を審議している中から、初めからわかっている、これは所管をまたがって大きな話だという部分もあるだろうが、それだけではなくて、細かい議論の中から、どうしても他の所管部分にかかわって詰めなければいけない、非常に突っ込んだ話になるが、所管を越えているので、ぜひ、他の所管の理事者も出席して答弁を受けたいような質問が出てきた場合に、そういうのを認めてほしいという議論がたしかあったと思うが、そういうものも、所管をまたがるような質問の内容としては、私たちはぜひ、議会活性化のため、また、議論が深まるために非常に役立つものだろうということで、そのようなものを特別委員会の採決の前に、全体

会という言い方をしたが、そのような場ではどうかと。

ただ、そのやり方としては、先ほど来話が出ている場所とか、時間とか、理事者の出席とかに対して、現実的に可能な部分と難しい部分があるので、その辺では配慮しなければいけないのではないかという話をした。そういう経緯の中で行われる所管をまたがる質疑だから、通告をと言っているが、通告を受けて、代表質問のように順序が大会派からということではなくて、その辺は配慮しなければいけないかもしれないし、また、理事者の出席に当たっても配慮が必要かもしれないし、代表質問のように質問者が各会派1名ということではなくて、各委員会での議論を受けて出てくるような、所管をまたがるような質問もあるという議論だったはずなので、当然、同じ会派で1人の人に託すということではなくて、その方がぜひやりたいという場合もあるだろうし、そのような流れを受けての所管をまたがる質問なので、やはり、所管をまたがるという部分はどうしても外せないし、また、人に関しても、会派で代表がやるということには必ずしもこだわる必要はないと思うが、ただ、先ほど来話が出ているように、現実的に1日で何が何でもということではないが、全体的なスムーズな議会運営を話し合っているわけなので、その中では、やはり、会派内での時間のやりくりはあるにしても、質問時間のある程度の縛りというか、この程度でやりましょうというものは必要だと考えている。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 東農業委員会が午後2時から開かれるということで、もし見てもらうのであれば、1時半過ぎぐらいまでは結構だという話をもらっている。

○岸浪委員長 皆さんの考えにお任せする。

○藤井委員 第3委員会室がどういう部屋かというのはみんな知っているから、既に構想をレイアウトして、こうしたらというのがいいのか。現地へ行って、こういうふうにしたらみたいな話ができるのか。

○東條委員 もし行かないのであれば、広さがあって、通常、いすがどんなふうに並んでいて、私たち議員で、ほとんどいっぱいだった。向こう側の部分ではなくて、机がたくさん並んでいる部分はぎりぎりだから、後ろに寄せるというのは、イメージとしては、なかなか難しいような状況

である。例えば、質問者が1人前に出るぐらいは可能かと私は単純に思っているが、そういうことを含めて、全体の机の配置とかがあれば、それで見るという手もあるという気がしないでもない。

○藤井委員 案を持って見た方が。

○岸浪委員長 話をしているのだったら、行った方が早くないか。

○加藤委員 奥の部屋を取っ払うことも可能なのかどうか含めて、レイアウト云々以前の問題で。

○東條委員 そうですね。

○岸浪委員長 休憩する。

午後1時10分 休憩

午後1時23分 開議

○岸浪委員長 再開する。

会議場のことも頭に入れてもらいながら、さらに協議を進めていきたい。午後の頭に共産党から話が出されて、新政クラブももう少し具体的な部分を言及しているが、それを踏まえて、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員 今、会場を見学に行って、私自身は、第3委員会室はちょっと厳しいと思った。今年度実施するに当たって、いろいろなことをやってみるということを委員長も言っていたので、私自身は、本会議場というのも何となく違和感があるので、共産党が言っていた必要なのは前に大体わかると思うので、常任委員会にまたがる部分だけを、私が質問しますみたいな形でお願いしておいて、そのときだけいてもらう形で、分科会の席に理事者を呼んで話をするのも一つかと思った。所管がまたがるものはすごくたくさんあるかという、もちろん小さなことではあるのかもしれないが、大きなところでは、今まで常任委員会を傍聴していて、これはというようなことは余り感じていないので、そういう意味では、全体会自身、私たちは1日全部使ってやるように思っているかもしれないが、実際にはそうではないのではないかと思うので、先ほど加藤委員が言っていた2日間にわたる部分をどうするかというのはあると思うが、何か方法を考えて、分科会の席でやるのも一つかと。全体会は、余りいい会場がないので、や

らないというのではなくてペンディングにして、とりあえずやってみる。
やってみた結果として、やはり、そうではなくて、思いのほかいろいろな
所管のものがあって、やはり全体会でやった方がいいのではないかと思えば、
そこでまた考えていくのはどうか。固めなくていいのではないか。

○岸浪委員長 ほかに。

公明党。

○加藤委員 これは私だけの意見だが、そういう意味では、全体会の
総括的な質疑のあり方については、先ほど阿部委員から話があったし、そ
ういう経過で進んできたので、きょうまでの間に、会派としても、そのあ
りようをどういうふうにしようかという議論はしてきたが、結論的には、
前提として、所管をまたがる部分とか、分科会を通して新たに課題として
できてきたものを総括的にするというを前提として進めてきたから、
この場で総括の部分はなしの方向でということで決定するわけにいかない
から、場所も含めた中で、私どもも、なしという議論をこのまま進めるわ
けにはいかない。これから議論をする中で、また、分科会での質問時間と
いう部分がこれまでもあった中で、予備日を使うような形でやってみると、
やはり、それなりにぶつかる部分があるのかなと。例えば、今の委員会の
流れで言うと、環境経済委員会があって、前段の文教委員会の予備日が同
じ日に開かれた場合、アスベストの問題を議論して、その部分と学校の部
分でやったら、これもダブるだろうと。ほかの委員会でもそういう部分は
かなり出てくるだろう。そうすると、そのときだけ呼ぶといっても、理事
者側の対応も、では、〇〇議員は何時ごろという目安も、逆に、ある程度
ファジーになっていた60分というものをもう少し固定しなければ、すべ
てに影響が出てくるという問題点も出てくると思う。その辺をもう少し工
夫して、いろいろな意見をまた出してもらえればと思う。

○岸浪委員長 今、会場を見て、そういう話になっているが、全体質
疑、所管にまたがるのは特に必要ないという意見と、それは最初から課題
として取り上げてきた経緯もあって、それが必要だという話から入ってき
た会派もいる。今のところは、2会派が、そういうことであれば、なくて
もいいのではないかという話だった。それぞれ議論は出尽くしているか
と思う。時間の関係はどう配分するかという部分はまだかと思うが、今それ

に入る前のところでとまっている。決算特別委員会はやらなければいけないから、今までの流れで言えば、委員長報告に対する質疑、討論、採決、その部分と、確かに、所管をまたがる質疑の解釈、その辺の取り扱いの問題で難しいということで、それなら、ない方がいいという考えだが、公明党からは、ないという議論については、今この中で判断できないという意見が出されたので……。

公明党。

○加藤委員 例えば、一番最初の代表質問をやった、分科会まで、あるいは分科会の途中の日程の中で、例えば大きな全体にかかわるようなトラブル、あるいは幾つかの委員会にまたがるような課題が発生した場合、やはり、そうなったら、最後にできなくなってしまう。そういうこともあるので、結果として、どこも通告がなくて、その日はなかったということもあっていいが、もし何かあったときのために、その受け皿として、議会中に何もないというのもどうか。もし、所管にまたがるような部分が発生した場合は、最後の総括的な部分で、改めて緊急的に、それはどうなんだと、代表質問と同じような重みがそこで取り上げられるようなことが発生しないと保障はできない。

○岸浪委員長 決算特別委員会だから、一般質問と違う。そこまで膨らませることは、私は賛成できない。だから、やらないならやらない、すっきりするというふうにしたいと思うが、休憩をとって、持ち帰る人もいるだろうから、結論が出なかったら出ないでもいいが、今の議論の部分、多分、ここで大体、方向が決まるから、こういう意見があったということをもう一度、会派の中で調整しなければいけない部分が出てくると思うので。共産党。

○藤井委員 私が先ほど発言した中で、だったら、ない方がいいということで終わった。ない方がいいという意味は、またがる部分に限るという制限がない方がいいという意味で言ったつもりだが、ちょっと言葉足らずで、全体そのものがないというふうに聞こえてしまったと思うが、そういう意味ではなかった。そういう制限は、いろいろと内容の解釈とか、あるいは発言に対する干渉のようなことになっていきかねないので、そういう制約はない方がいいというので言いたかった。そうはいつでも、全体会

でいろいろ難しさもある、屋上屋を重ねるのかという印象もある。だったら、分科会の中で通告して、ほかの所管の部分も関連して聞くということをやってみたらどうか、これはこれとして意見として言っているというふうに理解してもらいたい。

○岸浪委員長 どちらにしても、ここのところが決まらないと、多分、前に進まないと思うので、50分まで休憩して、それから10分間議論したい。

休憩する。

午後1時35分 休憩

午後1時50分 開議

○岸浪委員長 再開する。

公明党。

○加藤委員 会派に今までの内容を報告した。大きく所管をまたがる部分については、きちっと事前に代表質問の中で取り入れることはできるだろうと。新たな部分といっても、分科会の中できちっと通告することによってやれるので、そういう部分が物理的にも可能であれば、そういう形でもいいのではないかとということで、ただ、先ほど私が言ったように、委員会の予備日、その辺がきちっとうまくいくのかどうかという部分がまだ課題としてはあるが、そういうことであれば、あえて最後に総括的な形での場を設けなくてもいいのではないかとということである。

○岸浪委員長 ほかに。

新政クラブ。

○阿部委員 新政クラブも、議論の経過を持って帰って、皆さんの意見を聞いてきたが、最後に総括的な部分ということで、所管をまたがるような質問がたくさんあって、それについて全体で質疑の時間を設けようというのは、議会活性化につながるのではないかと、いいものだろうという議論はしてきたつもりだが、皆さんの意見を尊重して、皆さんが、やはり一番いい形でやるべきではないか。それから、各分科会の中で、どうしても所管をまたがってしまうようなものがある場合は、すべての分科会が始まる前に通告することで、2日間にわたって理事者が重なる場合もあると

思うが、事前にやりくりを協議できるような形がとれるのであれば、そのような配慮というか、余地を残しておくのはいいではないかと。特別委員会の採決の前に、所管をまたがるような質問はなくてもいいというか、そのかわりに、分科会で通告することによって、理事者のやりくりもして、質問がある場合はしようということであれば、それも一つの大きく踏み出すことではないかという意見になったので、そのような方法が議会活性化に一番つながるということであれば、そうしていいのではないかという意見である。また、所管をまたがるような形で理事者の多数の出席を求めて、最後の採決の場を設けるということではなくなるので、先ほど見てきた第3委員会室でも、決算特別委員会の開催は可能ではないかという意見である。

○岸浪委員長 2会派から出されたが、おおよそ、そのような雰囲気かと思うが、そういう形で、また協議を進めていきたい。

今出された中で宿題になる部分は、午前中、分科会の総務の所掌はちょっと複雑だから、審査の進め方は、もう少し中身を分析しなければいけない。

もう一つは、今、分科会の進め方、所管をまたがる場合の通告というのはあったので、だれに通告を出すのか。議長ではなくて、多分、特別委員会の委員長に出すのだらうと思う。委員長がそれを持って、分科会の座長にそれをお願いする。同時に、理事者の方にも行く、そんな流れになるかと思うが、次回までに、私ももう少し調査してきたいと思うし、また、皆さんの方でも、その辺の資料があれば披露してもらえればと思うが、そんな進め方でいかがか。

共産党。

○藤井委員 それに加えて、とりあえずは全体会での質疑は考えないということだと、この前配られた流れの中で、分科会と一般質問の間に全体会があったが、質疑がなくても分科会から全体への報告は必要だと思うし、特別委員会全体での採決というのも、手続上は必要だと思うが、それを、やはりこういう流れでやるのがいいのか、それとも最終日に続けてやってしまう方がいいのか。決算特別委員会での討論、採決と、最終の本会議でもまたそういう機会があると思うが、その辺の考え方をどう整理する

のか。

○岸浪委員長 いかがか。

急に方向が変わったので、私も想定外の出来事で頭に入っていないが、流れからすれば、決算特別委員会は、とにかくけじめはつけなければいけないから、開いて、最終日にもう一度やらなくてはいけないことはあるが、最終日に全部一括でやるというのは、手続上含めて、ちょっとあれかなと思うが。

新政クラブ。

○阿部委員 所管をまたがるような質疑がなくなるだけという認識である。当然、分科会長の報告を受け、それに対する質疑、討論、採決という流れが、本会議で決算特別委員会の委員長報告があるはずなので、その辺の日程とか時間とかを現実的に考えれば、一般質問の前に1日設ける、今までそういう認識だったが、ただ、所管をまたがる質問は、流れの中でなくなるというだけで、変更はないのではないか。

○岸浪委員長 もう一つ、最終日の流れから見ると、大分時間が押し込められている部分があって、1日の運営も課題としてはあるかもしれないから、そういう部分で、分科会長の報告だけ別の日に時間がとれれば、最終日の討論のやり方も含めて、少し時間的な余裕ができるという思いもある。この辺は、また次回、もっといい案があれば出してもらえればと思うが、いかがか。――

では、そんな方向で。

—————◇○○◇—————

その他

○岸浪委員長 その他で何かあるか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 実は、先日、皆様に署名してもらった決議書を4月10日付で送っているので報告する。

もう1点、5月臨時会の臨時号を出しているが、各常任委員会委員の写真だが、昨年使った写真を使っていいかどうかの確認をお願いしたい。というのは、ホームページに使っている写真もあるし、これは選挙管理委員

会から借りたネガをもとにつくっているので、多分、選挙公報か何かのときの写真かと思う。基本的には、昨年こういうふうな形で出しているのも、もし支障がないということであれば、この写真を使いたいと思っている。何か支障があるようだったら、まだ臨時会は開かれていないので、臨時会のときの議運で話をしてもらっても構わないと思うが、そのようにお願いしたい。事務局としては、基本的には、これを使わせてほしいと思っている。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 写真に関してだが、ホームページとリンクさせた方が、わかりやすい。可能かだけ教えてほしい。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 ホームページの写真をそっくりそのまま使うことは可能である。これを使うか、ホームページの写真を全部使うか、あるいは選択制にするかという3つがあると思っている。

○東條委員 本当はどれでもいいが、ちょっと聞いておいた方がいいと思った。ホームページとリンクしている方がいいかもしれない。

○岸浪委員長 午前中の議会だよりの議論とも関連性がないわけではないが、一番いい写真を使いたい、ホームページは大体、条件は一緒。こちらは写真屋のそれぞれの個性がある顔写真だと思うが、いかがか。

民主クラブ。

○大沢委員 そういう意見もあるが、やはり、これは各自の判断で、会派でまとめて、どちらにしてほしいかを報告したらいいのではないか。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 基本は、議会だよりだったら昨年のもという形で決めておいて、それ以外の写真の扱い方は、各自で対応という程度でいいのではないか。

○岸浪委員長 では、そのようにさせてもらう。

ほかに。

皆さんから何かあるか。――

ないようなので、その他を終わる。

次回の議会運営委員会は、5月13日午前9時30分から開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後 2 時 0 3 分 閉会